

## 目

## 次

	頁
第 20 号議案 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例 .....	89
第 21 号議案 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例 .....	117
第 22 号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例.....	118
第 23 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 .....	119
第 24 号議案 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例.....	122
第 25 号議案 職員の退職管理に関する条例 .....	123
第 26 号議案 埼玉県吏員恩給条例の一部を改正する条例 .....	125
第 27 号議案 埼玉会館条例の一部を改正する条例 .....	126
第 28 号議案 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例.....	127
第 29 号議案 埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 .....	129
第 30 号議案 介護保険法施行条例の一部を改正する条例 .....	131
第 31 号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例 .....	133
第 32 号議案 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例 .....	134
第 33 号議案 埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 .....	135
第 34 号議案 埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例 .....	136
第 35 号議案 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 .....	138
第 36 号議案 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 .....	139

第 37 号議案	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	141
第 38 号議案	埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例	142
第 39 号議案	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	143
第 40 号議案	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	145

第二十号議案

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号中「第七十三号」を「第七十五号」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第二十一号中「第七十号」を「七十二号」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十号中「第六十九号」を「第七十号」に改め、同号を同条第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 別表都市整備部の項第七十 建築士法第十条の二十第一項に規定する一号の二級建築士又は木造建築士 都道府県指定登録機関

の免許の登録がされていることの

証明

第三条第十九号中「第六十八号」を「第六十九号」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十八号中「第六十七号」を「第六十八号」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十七号中「第六十六号」を「第六十七号」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十六号中「第六十五号」を「第六十六号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 別表福祉部の項第十五号の主 介護保険法第六十九条の三十三第一項に  
任介護支援専門員研修 規定する指定研修実施機関

十五 別表福祉部の項第十六号の主 介護保険法第六十九条の三十三第一項に  
任介護支援専門員更新研修 規定する指定研修実施機関

別表企画財政部の項中第八号を第十号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)第四条第一項の規定に基づく道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第七十九	四 道路運送法施行令(昭和二十六年政令第二百五十号)第四条第一項の規定に基づく道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第七十九	家用有償旅客運送者登録申請手数料	一万五千元
---	---	------------------	-------

<p>条に規定する自家用有償旅客運送者の登録（更新の登録を除く。）の申請（市町村が行うものを除く。次号において同じ。）に対する審査</p>		<p>三千元</p>
<p>五 道路運送法施行令第四条第一項の規定に基づく道路運送法第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者の変更登録（同法第七十九条の二第一項第二号の自家用有償旅客運送の種別の増加に係るもの又は同項第三号の運送の区域の増加に係るもの（同法第七十九条の登録を受けている当該運送の区域の属する市町村内における当該運送の区域の増加に係るものを除</p>	<p>自家用有償旅客運送者変更登録申請手数料</p>	

く。)に限る。)の申請に対する審査

別表福祉部の項第十三号中「三万八千円」を「七万五千円」に、「一万七千円」を「三万二千元」に改め、同項中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

<p>十五 介護保険法 施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の十五第一項及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十八第一項第一号の規定に基づく主任介護支援専門員研修</p>	<p>主任介護支援専門員研修 数料</p>	<p>四万九千円</p>
<p>十六 介護保険法 施行令第三十七条の十五第一項及び介護保険法施行規則第四百十条の六十八第一項第二号の規定に基づく主任介護支援専門員更新研修</p>	<p>主任介護支援専門員更新研修 数料</p>	<p>四万六千円</p>

別表産業労働部の項第十一号中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、

同項第十二号中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。  
 別表農林部の項中第五十一号を第五十五号とし、第二十七号から第五十号までを四号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の四号を加える。

二十七 農産物検査法施行令（平成七年政令第三百五十七号）第五十五条第一項第二号の規定に基づく農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十七条第一項に規定する登録検査機関の登録の申請に対する審査	登録検査 機関登録 申請手数料	十五万円
二十八 農産物検査法施行令第五条第一項第四号の規定に基づく農産物検査法第十八条第三項において準用する同法第十七条第一項に規定する登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査	登録検査 機関登録 更新申請 手数料	一万百円
二十九 農産物検査法施行令第五条第一項第六号	登録検査 機関の農 産物の種	三万円

<p>の規定に基づく農産物検査法第十九条第二項に規定する変更登録（同法第十七条第四項第三号の農産物の種類の増加に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>類に係る変更登録申請手数料</p>	
<p>三十 農産物検査法施行令第五条第一項第六号の規定に基づく農産物検査法第十九条第二項に規定する変更登録（同法第十七条第四項第四号の登録の区分の増加に係るものに限る。）の申請に対する審査</p>	<p>登録検査機関の登録の区分に係る変更登録申請手数料</p>	<p>十五万円</p>

別表都市整備部の項第一号中「及び第百二号イ」を「、第百四号イ及び第百八号イ」に改め、同項第五号中「第九十六号ハ及び第百二号ハ」を「第九十八号ハ、第百四号ハ及び第百八号ハ」に改め、同項第百四号中「第百二号金額の欄イ」を「第百四号金額の欄イ」に、「第百二号金額の欄ロ」を「第百四号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百六号とし、同項中第百三号を第百五号とし、第百二号を第百四号とし、同項第百一号イ中「第百三号イ」を「第百五号イ」に改め、同号イ(2)中「第百三号」を「第百五号」に改め、同号を同項第百三号とし、同項中第百号を第百二号とし、第九十九号を第百一号とし、同項第九十八号中「第九十六号金額の欄イ」を「第九十八号金額の欄イ」に、「第九十六号金額の欄ロ」を「第

九十八号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第百号とし、同項第九十七号金額の欄を次のように改め、同号を同項第九十九号とする。

イ 変更後の長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

(1) 一戸建ての住宅

(イ) 新築の場合

三千元

(ロ) 増築又は改築の場合

五千元

(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(一) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

六千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合

一万五百円

(二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

一万二千元

(ロ) 増築又は改築の場合

一万八千五百円

(三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

一万七千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合

二万七千元

(四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

三万二千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合

五万五百円

(五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

五万六千元

(ロ) 増築又は改築の場合

八万七千元

(六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの

- (イ) 新築の場合 九万二千五百円
- (ロ) 増築又は改築の場合 十四万三千五百円
- (七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの
  - (イ) 新築の場合 十一万四千元
  - (ロ) 増築又は改築の場合 十七万六千五百円
- (八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの
  - (イ) 新築の場合 十二万五千五百円
  - (ロ) 増築又は改築の場合 十八万八千五百円
- ロ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合
  - (1) 一戸建ての住宅 一万千五百円
  - (2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
    - (一) 床面積の合計が五百平方メートル以内のもの 三万六千元
    - (二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 五万六千元
    - (三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの 十万三千五百円
    - (四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 十七万五千元
    - (五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 二十六万七千五百円
    - (六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 四十八万四千五百円
    - (七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの 六十六万五百円
    - (八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの 七十九万八千五百円
- ハ イ及びロ以外の場合
  - (1) 一戸建ての住宅
    - (一) 新築の場合 二万八千五百円
    - (二) 増築又は改築の場合 四万二千五百円

(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(一) 床面積の合計が五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合 六万三千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合 九万七千円

(二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合 十万円

(ロ) 増築又は改築の場合 十五万三千円

(三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合 十九万四千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合 二十九万九千五百円

(四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合 三十四万六千円

(ロ) 増築又は改築の場合 五十三万四千円

(五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合 五十九万二千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合 九十一万六千円

(六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合 百九万三千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合 百六十九万二千元

(七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合 百五十六万五千五百円

(ロ) 増築又は改築の場合 二百四十一万六千円

(八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの

(イ) 新築の場合 百九十一万二千元

(ロ) 増築又は改築の場合 二百九十五万九千五百円

別表都市整備部の項中第九十六号を第九十八号とし、第九十五号金額の欄を次のように改め、同号を第九十七号とする。

イ 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。第九十九号において同じ。）が提出された場合

(1) 一戸建ての住宅

(一) 新築の場合

六千円

(二) 増築又は改築の場合

一万円

(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この号から第百号までにおいて「申請住戸数」という。）で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(一) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

一万三千円

(ロ) 増築又は改築の場合

二万円

(二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

二万四千円

(ロ) 増築又は改築の場合

三万七千円

(三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

三万五千円

(ロ) 増築又は改築の場合

五万四千円

(四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの

(イ) 新築の場合

六万五千円

(ロ) 増築又は改築の場合

十万千円

(五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの

- (イ) 新築の場合 十一万二千元
- (ロ) 増築又は改築の場合 十七万四千元
- (六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの  
(イ) 新築の場合 十八万五千元  
(ロ) 増築又は改築の場合 二十八万七千元
- (七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの  
(イ) 新築の場合 二十二万八千元  
(ロ) 増築又は改築の場合 三十五万三千元
- (八) 床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの  
(イ) 新築の場合 二十四万三千元  
(ロ) 増築又は改築の場合 三十七万七千元
- ロ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合しているものに限る。第九十九号において同じ。）の写しが提出された場合  
(1) 一戸建ての住宅 二万三千元  
(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
  - (一) 床面積の合計が五百平方メートル以内のもの 七万二千元
  - (二) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 十一万二千元
  - (三) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの 二十万七千元
  - (四) 床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 三十五万円
  - (五) 床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 五十三万五千元
  - (六) 床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの 九十六万九千元
  - (七) 床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの 百三十二万千元

(八)	床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの	百五十九万七千円
	ハ イ及びロ以外の場合	
(1)	一戸建ての住宅	
(一)	新築の場合	五万七千円
(二)	増築又は改築の場合	八万五千円
(2)	共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	
(一)	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	
(イ)	新築の場合	十二万七千円
(ロ)	増築又は改築の場合	十九万四千円
(二)	床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	
(イ)	新築の場合	二十万円
(ロ)	増築又は改築の場合	三十万六千円
(三)	床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以内のもの	
(イ)	新築の場合	三十八万九千円
(ロ)	増築又は改築の場合	五十九万九千円
(四)	床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	
(イ)	新築の場合	六十九万二千円
(ロ)	増築又は改築の場合	百六万八千円
(五)	床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	
(イ)	新築の場合	百十八万五千円
(ロ)	増築又は改築の場合	百八十三万二千円
(六)	床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のもの	
(イ)	新築の場合	二百十八万七千円
(ロ)	増築又は改築の場合	三百三十八万四千円
(七)	床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以内のもの	



別表都市整備部の項に次の五号を加える。

<p>百七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十九條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十條第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 五千元</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万千円</p> <p>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万三千元</p> <p>(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 五万二千元</p> <p>(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 九万四千元</p> <p>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万千円</p> <p>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万千円</p> <p>(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 九万四千元</p> <p>(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの</p>
---	--------------------------------	--

- 
- 
- 
- 十四万九千円
- (五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの  
十八万八千円
- (六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの  
二十三万五千円
- ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第八号第二号イ及びロに定める基準に適合するもの
- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの  
四万円
- (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの  
四万四千元
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
八万円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
十三万五千元
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
二十三元
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの  
三十三万円
- ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八号第一号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次
- 
- 
-

	に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
(1)	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二十六万七千円
(2)	床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 四十三万二千円
(3)	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 六十一万六千円
(4)	床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 七十五万九千円
(5)	床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 八十九万八千円
(6)	床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 百二万四千円
ニ	イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
(1)	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十万二千円
(2)	床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十七万千円
(3)	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十七万七千円
(4)	床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの

	<p>百八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第三十条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>	
	<p>建築基準 関係規定 適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>前号に規定する合算して得た金額に、次のイに定める額を加算し、次のロ又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額</p> <p>イ 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が三十平方メートル以内のもの 七千円</p> <p>(2) 床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 一万四千元</p> <p>(3) 床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの 二万四千元</p> <p>(4) 床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 三万千元</p> <p>(5) 床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 五万八千元</p> <p>(6) 床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 七万八千元</p> <p>(7) 床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 二十三万五千元</p> <p>(8) 床面積の合計が一万平方メートルを</p>

超え五万平方メートル以内のもの

四十二万円

(9) 床面積の合計が五万平方メートルを  
超えるもの 七十七万七千円

ロ 建築基準法第八十七条の二の昇降機に  
係る部分が含まれる場合 次に掲げる区  
分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 昇降機を設置するもの (2)に掲げる  
ものを除く。)

一 基ごとに一万四千元 (小荷物専用  
昇降機については、五千元)

(2) 建築基準法第六条第一項の規定によ  
る確認を受けた昇降機の計画を変更し  
て昇降機を設置するもの

一 基ごとに七千元 (小荷物専用昇降  
機については、四千元)

ハ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴  
う場合 申請に係る構造計算適合性判定  
を行おうとする一の建築物ごとに次に掲  
げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 判定対象床面積が千平方メートル以  
内のもの

(一) (二)以外のもの  
十七万四千四百八十円

(二) 構造計算が大臣認定プログラムに  
より行われるもの  
十一万八千五百六十円

(2) 判定対象床面積が千平方メートルを  
超え二千平方メートル以内のもの

(一) (二)以外のもの  
二十二万八千七百二十円

(二) 構造計算が大臣認定プログラムに  
より行われるもの  
十四万七千七百二十円

<p>百九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p>	
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	
<p>次に掲げる額を合算して得た金額 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 (1) 一戸建ての住宅 二千五百円 (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円 (二) 床面積の合計が三百平方メートル</p>	<p>(3) 判定対象床面積が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの (一) (二)以外のもの 二十六万二千二百円 (二) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 十六万七千七百六十円 (4) 判定対象床面積が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの (一) (二)以外のもの 三十四万六千四百四十円 (二) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 二十万四千九百六十円 (5) 判定対象床面積が五万平方メートルを超えるもの (一) (二)以外のもの 六十三万六千九百六十円 (二) 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 三十四万七千五百二十円</p>

- 
- 
- 
- 以上二千平方メートル未満のもの  
一万千五百円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
二万六千円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの  
四万七千円
- (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
五千五百円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
一万五千五百円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
四万七千円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの  
七万四千五百円
- (五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの  
九万四千円
- (六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの  
十一万七千五百円
- ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第二号イ及びロに定める基準に適合するもの
- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの  
二万円
- (二) 床面積の合計が二百平方メートル

---

---

	以上のもの	二万二千元
(2)	住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
	(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	四万円
	(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万七千五百円
	(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十一万五千元
	(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十六万五千元
ハ	イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第一号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(1)	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十三万三千五百円
(2)	床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十一万六千元
(3)	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	三十万八千元
(4)	床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十七万九千五百円
(5)	床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	四十四万九千元

---

<p>百十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく建築物にエネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申</p>	
<p>建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変</p>	
<p>第百八号金額の欄イの額に、前号に規定する合算して得た金額を加算し、第百八号金額の欄ロ又はハに掲げる場合はそれぞれ当該ロ又はハに定める額を更に加算して得た金額</p>	<p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万二千元</p> <p>ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五万千元</p> <p>(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 八万五千五百円</p> <p>(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十三万八千五百円</p> <p>(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十八万千元</p> <p>(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 二十一万七千五百円</p> <p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 二十五万五千元</p>

<p>請（同条第二項において準用する同法第三十条第二項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>	<p>百十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>
<p>更認定申請手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>
<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 五千円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万千円</p> <p>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万三千円</p> <p>(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 五万二千円</p> <p>(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 九万四千円</p> <p>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万千円</p> <p>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 五千円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万千円</p> <p>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万三千円</p> <p>(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 五万二千円</p> <p>(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 九万四千円</p> <p>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万千円</p> <p>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>

- 
- 
- 
- 三万千円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
九万四千円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの  
十四万九千円
- (五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの  
十八万八千円
- (六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの  
二十三万五千円
- ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの  
四万円
- (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの  
四万四千円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
八万円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
十三万五千円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
二十三万円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル
-

---

---

以上のもの	三十三万円
ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの	
(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万円
(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万二千元
(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万八千元
(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万六千元
(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万千元
(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十八万三千元
ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十六万七千元
(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	四十三万二千元

---

<p>(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 六十一万六千円</p> <p>(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 七十五万九千円</p> <p>(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 八十九万八千円</p> <p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 百二十四千円</p> <p>ホ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十万二千円</p> <p>(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十七万七千円</p> <p>(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十七万七千円</p> <p>(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十六万二千円</p> <p>(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十三万五千円</p> <p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万円</p>	

第三条中第二十五号を第二十六号とし、第十六号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同条第十六号とし、同条第十四号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同条第十五号とし、同条第十三号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同条第十四号とし、同条第十二号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 別表福祉部の項第十一号の再 介護保険法第六十九条の三十三第一項に  
 研修 規定する指定研修実施機関

別表福祉部の項第七号中「三万円」を「六万円」に改め、同項第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同項第十五号中「(平成十一年厚生省令第三十六号)」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号中「三万円」を「四万二千元」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 介護保険法 第六十九条の七 第二項及び介護 保険法施行規則 (平成十一年厚 生省令第三十六 号) 第百十三條 の十六第一項の 規定に基づく再 研修	介護支援 専門員再 研修手 料	四万二千元
---	--------------------------	-------

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第三条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百六十九号を第三百八十一号とし、第三百五十二号から第三百六十八号までを十二号ずつ繰り下げ、第三百五十一号を第三百五十八号とし、同号の次に次の五号を加える。

三百五十九	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
三百六十	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消

---

費性能向上計画認定申請手数料

三百六十一 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

三百六十二 建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー

消費性能向上計画変更認定申請手数料

三百六十三 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

---

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百五十号を第三百五十七号とし、第三百十六号から第三百四十九号までを七号ずつ繰り下げ、第三百十五号を第三百二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

---

三百二十二 既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定申請手数料

---

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第三百十四号を第三百二十号とし、第二百五号から第三百十三号までを六号ずつ繰り下げ、第二百四号を第二百六号とし、同号の次に次の四号を加える。

---

二百七 登録検査機関登録申請手数料

二百八 登録検査機関登録更新申請手数料

二百九 登録検査機関の農産物の種類に係る変更登録申請手数料

二百十 登録検査機関の登録の区分に係る変更登録申請手数料

---

別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項中第二百三号を第二百五号とし、第二号から第二百二号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

---

一 自家用有償旅客運送者登録申請手数料

二 自家用有償旅客運送者変更登録申請手数料

---

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十一月一日から施行する。

平成二十八年二月十九日提出

埼 玉 県 知 事                    上   田   清   司

提 案 理 由

道路運送法の一部改正等に伴い、自家用有償旅客運送者登録申請手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第二十一号議案

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「二千二百二十二」を「二千三百六十三」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

埼玉県立小児医療センターの新病院及び埼玉県立循環器・呼吸器病センターの新病棟の開設準備等に対処するため、職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第二十二号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表傷病補償年金の項及び同条第二項の表障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第五条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、同一の事由により条例による傷病補償年金等と他の法令による年金たる給付とが併給される場合における当該傷病補償年金等の額の調整に関する規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

## 第二十三号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第三条第一項ただし書中「設けるものとし」の下に「、第三項の規定により勤務時間を割り振る職員（埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める者に限る。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、委員会規則の定めるところにより、週休日を設定することができ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 任命権者は、職員（委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の正常な運営を妨げないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）」を「委員会規則」に改める。

第五条及び第七条の二第一項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「職員の勤務時間条例」という。）第四条第一項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員の勤

務時間条例」という。)第五条第一項の規定の適用を受ける職員について、次に掲げる」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める」に、「除き、勤務日が引き続き委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が委員会規則で定める時間を超えないものに限る」を「除く」に改め、同条各号を次のように改める。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号。以下「職員の勤務時間条例」という。)第三条第三項の規定の適用を受ける職員  
日曜日及び土曜日を週休日(職員の勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日をいう。以下この号において同じ。)とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間を超えない範囲内で週を単位として委員会規則で定める期間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、一日につき委員会規則で定める時間の間において委員会規則で定める時間以上勤務すること。

二 職員の勤務時間条例第四条第一項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。)第五条第一項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)

イ 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日(職員の勤務時間条例第三条第一項又は学校職員の勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日をいう。  
ロにおいて同じ。)とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十分となるように勤務すること。

ロ 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「第三条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事

上田清司

提案理由

平成二十七年十月十九日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度を設けたいので、この案を提出するものである。

第二十四号議案

埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例  
埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同条中第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者の報告事項を改めたいので、この案を提出するものである。

## 第二十五号議案

### 職員の退職管理に関する条例

#### (趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)  
第三十八条の二第八項及び第三十八条の六第二項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者(同条第一項に規定する再就職者をいう。)  
のうち、同条第八項の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として埼玉県人事委員会規則(以下この条及び次条において「委員会規則」という。)  
で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)  
の役員(同項に規定する役職員をいう。)  
又は同条第八項の役員に類する者として委員会規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第一項に規定する契約等事務をいう。)  
であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)  
に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

#### (任命権者への届出)

第三条 管理又は監督の地位にある職員の職として委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者(退職手当通算予定職員(法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。)  
であつた者であつて引き続き退職手当通算法人(同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。)  
の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。)  
は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)  
又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇入れられる者となつた場合その他委員会規則で定める場合を除き、委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事

上田清司

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

第二十六号議案

埼玉県吏員恩給条例の一部を改正する条例

埼玉県吏員恩給条例（昭和八年埼玉県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条ノ二ただし書中「但シ、刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セズ」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同条後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

第三十五条第一項ただし書中「但シ刑ノ」の下に「全部ノ」を、「停止セズ」の下に「刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ」を加え、同条後段中「其ノ言渡ヲ」を「之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ」に改める。

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

恩給法等の一部改正に伴い、これに準じて、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは猶予期間中恩給を停止しないこととしたので、この案を提出するものである。



## 第二十八号議案

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（平成八年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 雑則（第二十九条―第三十四条）」を  
「第五章 消費生活支援  
第六章 雑則（第三十

センター（第二十九条―第三十五条）  
六条―第四十一条）」に改める。

第三十四条を第四十一条とし、第三十三条を第四十条とする。

第三十二条第一項中「第三十条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条を第三十九条とし、第二十九条から第三十一条までを七条ずつ繰り下げる。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

### 第五章 消費生活支援センター

（名称及び位置等の公示）

第二十九条 知事は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第十条第一項に規定する機関として消費生活支援センター（以下「センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

#### 一 センターの名称及び位置

二 法第八条第一項第二号イ及びロに規定する事務を行う日及び時間

（事務）

第三十条 センターにおいては、法第八条第一項各号に掲げる事務のほか、消費者教育、市町村の消費者行政及び消費者団体の活動の支援、関係者相互間の連携促進等を行うものとする。

（職員の配置）

第三十一条 センターには、センターの事務を掌理するセンターの長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

（試験に合格した消費生活相談員の配置）

第三十二条 センターには、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成二十六年法律第七十一号）附則第三条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第三十三条 知事は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術



## 第二十九号議案

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県民生委員の定数を定める条例（平成二十六年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表川口市の項中「六百二十八人」を「六百三十三人」に改め、同表行田市の項中「百五十六人」を「百五十七人」に改め、同表所沢市の項中「四百九十四人」を「四百九十六人」に改め、同表飯能市の項中「百六十七人」を「百七十人」に改め、同表東松山市の項中「百五十六人」を「百五十九人」に改め、同表春日部市の項中「三百四十六人」を「三百四十七人」に改め、同表深谷市の項中「二百六十四人」を「二百六十五人」に改め、同表上尾市の項中「三百十四人」を「三百十八人」に改め、同表蕨市の項中「百二十九人」を「百三十三人」に改め、同表入間市の項中「二百五十一人」を「二百五十二人」に改め、同表朝霞市の項中「百五十九人」を「百六十四人」に改め、同表和光市の項中「九十一人」を「九十二人」に改め、同表新座市の項中「二百十二人」を「二百十五人」に改め、同表久喜市の項中「二百八十六人」を「二百八十九人」に改め、同表北本市の項中「百四十五人」を「百四十六人」に改め、同表富士見市の項中「百七十一人」を「百七十三人」に改め、同表坂戸市の項中「百四十八人」を「百四十九人」に改め、同表幸手市の項中「九十人」を「九十一人」に改め、同表日高市の項中「百六人」を「百九人」に改め、同表吉川市の項中「百十六人」を「百十七人」に改め、同表ふじみ野市の項中「百七十人」を「百七十三人」に改め、同表白岡市の項中「九十九人」を「百二人」に改め、同表伊奈町の項中「六十三人」を「六十六人」に改め、同表三芳町の項中「六十一人」を「六十二人」に改め、同表越生町の項中「三十一人」を「三十三人」に改め、同表滑川町の項中「三十七人」を「三十九人」に改め、同表小川町の項中「六十九人」を「七十人」に改め、同表川島町の項中「五十一人」を「五十三人」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

## 第三十号議案

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

「第五款 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営する基準

### 目次中

第一目 この款の趣旨及び基本方針（第百十四条・第百十五条）

第二目 人員に関する基準（第百十六条・第百十七条）

第三目 設備に関する基準（第百十八条・第百十九条）

第四目 運営に関する基準（第百二十条―第百三十一条）

に關

を「第五款 削除」に改める。

―

第八十五条第五号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改め、「指定居宅サービス等をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第百二条第二項第一号イ中「三平方メートルに」の下に「当該指定通所介護事業所の」を加える。

第二章第七節第五款を次のように改める。

### 第五款 削除

第百十四条から第百三十一条まで 削除

第百三十四条第二項第一号イ中「三平方メートルに」の下に「当該基準該当通所介護事業所の」を加える。

第百八十三条中「指定通所介護事業所、」を「指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び第百四十七条第三項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）、」に、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び第百四十七条第三項において「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第百四十七条第二項中「をいう」の下に「。第六百七十一条第二項において同

じ」を加え、同条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「、指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護（次項第三号並びに第六百七十一条第三項及び第四項第二号において同じ。）」を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 指定訪問介護

二 指定訪問看護

三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

第二百七十七条の四第三項中「（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）」を削る。

第五百五十八条第四号中「をいう」の下に「。第五百五十八条の三において同じ」を加える。

第六百七十一条第二項中「指定居宅サービス事業者をいう。」の下に「、指定地域密着型サービス事業者」を加え、同条第三項中「次項第二号において同じ。」の下に「、指定地域密着型通所介護」を加え、同条第四項第二号中「指定通所介護」の下に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事 上田清司

#### 提 案 理 由

介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

### 第三十一号議案

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百五十条・第五十一条」を「第五十条―第五十一条」に、「第六十条・第六十一条」を「第六十条―第六十一条」に改める。

第九十七条中「第一百一十一条において」を「以下」に改める。

第五十条中「次条」を「第五十一条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第五十条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例に係る基準は、省令第六十三条の二に規定する基準の例によることとする。

第六十条中「次条」を「第六十一条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第六十条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例に係る基準は、省令第七十二条の二に規定する基準の例によることとする。

### 附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事 上田清司

### 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に係る基準該当障害福祉サービスに関する特例の制度を設ける等したいので、この案を提出するものである。

第三十二号議案

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第六十条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条中「指定通所介護事業者をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び次条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「以下この条において「指定通所介護」を「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）」（以下この条において「指定通所介護等」に、「当該指定通所介護」を「当該指定通所介護等」に改め、「指定通所介護事業所をいう。）」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第六十条の二中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型通所介護事業所に係る基準該当通所支援に関する特例の制度を設ける等したいので、この案を提出するものである。

第三十三号議案

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十万分の四十四」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金の拠出率を変更したいので、この案を提出するものである。

第三十四号議案

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（奨学金の種類）

第二条の二 第一条に規定する奨学金（以下「奨学金」という。）の種類は、次のとおりとする。

一 埼玉県出身者奨学金（次条第一項第一号及び第三項において「出身者奨学金」という。）

二 指定大学在学者奨学金（次条第一項第二号及び第三項において「指定大学奨学金」という。）

第三条を次のように改める。

（貸与の対象者）

第三条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる奨学金の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

一 出身者奨学金 次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 県外の大学の医学を履修する課程に在学する者であること。

ロ 貸与の申請の時に県外の大学の医学を履修する課程に入学する意思を有すると認められる者であること。

ハ 貸与の申請の時に、県内に住所を有する者、県内の高等学校を卒業する見込みであると認められる者又は卒業した者その他これらに準ずる者として規則で定める者であること。

ニ 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する意思を有すると認められる者であること。

二 指定大学奨学金 次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 知事が指定する県外の大学の医学を履修する課程に在学する者であること。

ロ 貸与の申請の時に、知事が指定する県外の大学の医学を履修する課程に入学する意思を有すると認められる者又は当該大学の医学を履修する課程の第一学年に在学する者であること。

ハ 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する意思を有すると認められる者であること。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金と同種のもの（第六条第三号において「同種の奨学金」という。）の貸与を受けている者は、奨学金の貸与を受けることがで



第三十五号議案

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第六号中「二千円」を「四千元」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

- 138 -

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

犬又は猫の引取りに係る手数料の額を改定したいので、この案を提出するものである。

第三十六号議案

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項病床数の欄を次のように改める。

三百四十三床
感染症病床
二十一
結核病床三
十
一般病床二
百九十二

第四条第一項の表埼玉県立小児医療センターの項中「三百床」を「三百十六床」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 埼玉県立小児医療センターに診療所を設置し、その名称、位置、業務及び診療科目は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置	業務	診療科目
埼玉県立小児医療センター 附属岩槻診療所	さいたま市	小児の疾病に関し必要な医療及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第八項に規定する短期入所の提供	小児科、リハビリテーション科

別表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項の次に次のように加える。

短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費
------	--

用の額及び同条第一項に規定する特定費用として病院事業管理者が定める額の合計額

別表寝具の項の次に次のように加える。

駐 車 場	一台につき、一時間までごとに一、〇〇〇円の範囲内において病院事業管理者が定める額
-------------	--

別表診断書の項中 「一、五三〇円」を 「二、四〇〇円」に改め、同表証明書の項 四、五九〇円」 「五、三七〇円」

中「一、五三〇円」を「一、七一〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表診断書の項及び証明書の項の改正規定 平成二十八年四月一日
- 二 第四条第一項の表埼玉県立循環器・呼吸器病センターの項病床数の欄の改正規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

埼玉県立小児医療センター及び埼玉県立循環器・呼吸器病センターの病床数を変更し、新たに埼玉県立小児医療センター附属岩槻診療所を設置し、並びに病院事業に係る料金の額を改定する等したいので、この案を提出するものである。

第三十七号議案

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

学校種別	職員種別	県立高等学校及び市町村立及び市町村立の特別支	県立及び市町村立の中学校	市町村立小学校
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	八、一五九人	三、八八八人	一一、四二四人	一九、二九一人
その他の職員	一、四三七人	四七七人	六二二人	一、二〇九人

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間は、同項の表中「八、一五九人」とあるのは「八、二二二人」と、「一一、四二四人」とあるのは「一一、五二八人」とする。

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第三十八号議案

埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例

埼玉県学校設置条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三号の表埼玉県立岩槻特別支援学校の項を削り、同表中「埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校——入間市大字小谷田字車道南七百四十五番地一」を「埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校——入間市大字小谷田字車道南七百四十五番地一」を「埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校——さいたま市中央区新都心一番地二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において埼玉県教育委員会規則で定める日から施行する。

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

新たに県立特別支援学校一校を設置し、及び県立特別支援学校一校を廃止したので、この案を提出するものである。

### 第三十九号議案

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第四条第一項ただし書中「設けるものとし」の下に「、第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員（埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）で定める者に限る。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、県教育委員会規則の定めるところにより、週休日を設けることができ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 教育委員会は、学校職員（県教育委員会規則で定める学校職員及び次条の規定の適用を受ける学校職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業及び終業の時刻について学校職員の申告を考慮して当該学校職員の勤務時間を割り振ることが校務の正常な運営を妨げないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、県教育委員会規則の定めるところにより、学校職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として県教育委員会規則で定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該学校職員の勤務時間を割り振ることができるとができる。

第五条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）」を「県教育委員会規則」に改める。

第六条及び第九条の二第一項中「第四条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第四条第二項」の下に「若しくは第三項」を加える。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「第三条第三項」の下に「又は学校職員の勤務時間、休暇等

に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。）第四条第三項」を、「第三条第一項」の下に「又は学校職員の勤務時間条例第四条第一項」を加え、「この号」を「この条」に改め、同条第二号中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。）」を「学校職員の勤務時間条例」に改め、同号イ中「（職員の勤務時間条例第三条第一項又は学校職員の勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日という。ロにおいて同じ。）」を削る。

（調整規定）

4 この条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第 号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事 上田清司

#### 提 案 理 由

平成二十七年十月十九日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、学校職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度を設けたいので、この案を提出するものである。

第四十号議案

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二百八十五人」を「二百八十七人」に、「六百七十三人」を「六百七十七人」に、「六千八百四十九人」を「六千八百八十八人」に、「三千五百八十九人」を「三千六百八十八人」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年二月十九日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

警察事務の増大に伴い、警察官の階級別の定数を改定したいので、この案を提出するものである。